

岡山県公報		発行 岡山県		
目次		担当課（室）		
○ 岡山県木材産業等高度化推進資金制度運営要綱の一部改正 （県例規集登載）	林政課			
○ 平成二十九年年度自衛官第二次募集（自衛官候補生）	危機管理課			
【公 告】				
○ 平成二十八年度公文書の開示の実施状況	総務学事課			
○ 平成二十八年度個人情報保護制度の運用状況	〃			
○ 県営土地改良事業の工事完了	耕地課			
○ 土地改良区清算人の就職届	〃			
○ 公共測量の終了	監理課			
○ 〃	〃			
○ 都市計画の案の作成に関する公聴会の開催の中止	都市計画課			
【議 会】				
○ 平成二十八年度公文書の開示の実施状況	総務課			
○ 平成二十八年度個人情報保護制度の運用状況	〃			
		担当課（室）		

◎岡山県告示第三百十一号

岡山県木材産業等高度化推進資金制度運営要綱（昭和五十五年岡山県告示第二号）の一部を次のように改正する。

平成二十九年五月三十日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

第二条第二項中「、第二号、第三号、第四号（林野庁長官の定める大規模事業体又は中規模事業体への貸付けに係るものを除く。）及び第七号」を「及び第三号」に、「、第四号（林野庁長官の定める中規模事業体への貸付けに係るものに限る。）、第五号」を「及び第二号」に改め、「及び第六号（林野庁長官の定める垂直・水平連携者への貸付けに係るものを除く。）」を削り、「、第四号（林野庁長官の定める大規模事業体への貸付けに係るものに限る。）、第五号」を「及び第二号」に改め、「及び第六号（林野庁長官の定める垂直・水平連携者への貸付けに係るものに限る。）」を削る。

第四条中「から第六号まで」を「及び第二号」に、「又は前条」を「又は同条」に、「第七号」を「第三号」に改め、第二号から第四号までを削り、第五号を第二号とし、第六号を削り、第七号を第三号とする。

別表中2 素材生産合理化資金の項から4 間伐等促進資金の項までを削り、5 構造改善合理化資金の項を2 構造改善合理化資金の項とし、6 経営高度化促進資金の項を削り、7 林業経営高度化推進資金の項を3 林業経営高度化推進資金の項とする。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、この告示による改正後の岡山県木材産業等高度化推進資金制度運営要綱の規定は、同日以後の新たな資金の貸付けから適用する。

平成29年5月30日 岡山県公報 第11892号

◎岡山県告示第三百十二号

防衛省において採用する自衛官のうち自衛官候補生の平成二十九年年度募集の要領は、次のとおりである。

平成二十九年五月三十日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

一 採用自衛官の区分

自衛官候補生（男子に限る。）

二 応募資格

採用予定月の一日現在で十八歳以上二十七歳未満の日本国籍を有する者で、かつ、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第三十八条第一項に規定する欠格条項に該当しないもの。

三 受付期間

1 平成二十九年六月一日から同月二十二日まで

2 平成二十九年年度の高等学校卒業予定者又は中等教育学校卒業予定者の受付については、1にかかわらず、文部科学・厚生労働両省から示された期日以降とする。

四 採用試験種目

1 筆記試験

2 口述試験

3 適性検査

4 身体検査

五 志願票の請求及び提出先

市役所、町村役場又は自衛隊岡山地方協力本部、同本部出張所、同本部地域事務所若しくは同本部募集案内所

六 採用試験期日

平成二十九年六月二十四日から同月二十六日までのうち一日

七 試験場

1 岡山第二合同庁舎（岡山市北区下石井）

2 陸上自衛隊三軒屋駐屯地（岡山市北区宿）

八 採用予定月

1 平成二十九年八月上旬から同年九月下旬までの間

2 平成三十年三月下旬から同年四月上旬までの間

九 採用予定者数

1 平成二十九年八月上旬から同年九月下旬までの間

陸上要員（八月入隊予定者） 若干名（参考 平成二十七年採用者数二名）

海上要員（九月入隊予定者） 若干名（参考 平成二十八年採用者数五名）

航空要員（八月入隊予定者） 若干名（参考 平成二十八年採用者数二名）

2 平成三十年三月下旬から同年四月上旬までの間

陸上要員 六十名程度（参考 平成二十八年採用者数五十九名）

海上要員 十五名程度（参考 平成二十八年採用者数十三名）

航空要員 二十名程度（参考 平成二十八年採用者数十九名）

十 その他

その他詳細については、市役所若しくは町村役場又は次に掲げる自衛隊岡山地方協力本部、同本部出張所、同本部地域事務所若しくは同本部募集案内所に問い合わせる。

自衛隊岡山地方協力本部 ○八六一二二六〇三六一

自衛隊岡山地方協力本部津山出張所 ○八六八一二二一五六三七

自衛隊岡山地方協力本部倉敷地域事務所 ○八六一四二二一七三五八

自衛隊岡山地方協力本部高梁地域事務所 ○八六六一二二一二三一四

自衛隊岡山地方協力本部岡山募集案内所 ○八六一二二四一二八二四

ホームページ <http://www.mod.go.jp/pco/okayama/>

〔一七三〕岡山県行政情報公開条例（平成八年岡山県条例第三号）第二十八条の規定により、平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間の各実施機関における公文書の開示の実施状況を次のとおり公表する。

平成二十九年五月三十日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

一 公文書開示請求件数

1 請求件数 一、三八二件

2 処理状況

開示 八五二件

一部開示 四三三件

非開示 七件

公文書不存在 六六件

取下げ 二四件

3 実施機関別内訳

知事 一、〇七九件

教育委員会 四〇件

選挙管理委員会 一八件

警察本部長 六六件

公営企業管理者 一七一件

公立大学法人岡山県立大学 六件

地方独立行政法人岡山県精神科医療センター 一件

岡山県土地開発公社 一件

二 不服申立て件数 四件

〔二七四〕岡山県個人情報保護条例（平成十四年岡山県条例第三号）第四十八条の規定により、平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間の各実施機関における個人情報保護制度の運用状況を次のとおり公表する。

平成二十九年五月三十日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

一 個人情報取扱事務の登録件数		一、六二二件
二 保有個人情報開示請求件数		
1 請求件数		一二三件
2 処理状況		
開示		二六件
一部開示		八八件
非開示		一件
公文書不存在		七件
対象外		一件
3 実施機関別内訳		
知事		二一件
教育委員会		一一件
人事委員会		三件
警察本部長		八三件
公立大学法人岡山県立大学		五件
三 保有個人情報訂正等請求件数		〇件
四 保有個人情報利用停止等請求件数		〇件
五 簡易な開示請求による開示件数		
1 開示件数		三三、五二二件
2 実施機関別内訳		
知事		四八件
教育委員会		三、四五二件
人事委員会		二四二件
警察本部長		二八、七七〇件
公立大学法人岡山県立大学		一〇件
六 不服申立て件数		六件

〔二七五〕 県営土地改良事業の施行に伴う工事が完了した。

平成二十九年五月三十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

地 区 名	工 種	完了年月日
釜 田 池	た め 池	二七・三・三一
昭 和 池 第 二	用 排 水 施 設	二八・三・三一
三 谷 池	た め 池	二九・三・三一
権 兵 衛 池	〃	二九・三・三一

〔二七六〕土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第六十八条第四項において準用する同法第十八条第十六項の規定により、土地改良区清算人の就職の届出があつた。

平成二十九年五月三十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 土地改良区の名称		住 所	
長船土地改良区			
二 就職清算人			
就職清算人氏名			
藤原 和正	瀬戸内市長船町牛文二七九		
堤 幸彦	〃	磯上三七七	
浦上 一	〃	〃 一〇六三	
雪吉 誠	〃	福里三〇〇	
高原 峯夫	〃	磯上一七六五―二	
大内 貞義	〃	牛文六五六	
小野田健二	〃	飯井二三二三	
山本 善雅	〃	土師八〇九	
日下 光男	〃	磯上一六一五	
久山 晃	〃	牛文七六七	
近藤 吉徳	〃	磯上二四三四	
太田 正明	〃	牛文一五九〇―二	
入江 章雅	〃	〃 四九三	

〔一七七〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、玉野市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があつた。

平成二十九年五月三十日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

測 量 区 域	測 量 の 種 類	終 了 年 月 日
玉野市東田井地地区、築港地区	公共測量（地図作成業務）	平成二十九年三月十五日

〔一七八〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、総社市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があつた。

平成二十九年五月三十日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

測量区域	測量の種類	終了年月日
総社市三輪地内及び真壁地内	公共測量（出来形確認測量）	平成二十九年三月三十一日

平成29年5月30日 岡山県公報 第11892号

〔一七九〕平成二十九年四月十八日付けで公告した次の都市計画の案の作成に関する公聴会については、意見書の提出がなかったため、開催を中止する。

平成二十九年五月三十日

中止する公聴会
岡山県 代表者 岡山県知事 伊原木 隆 太

公聴会に係る都市計画の案	公聴会の開催期日	公聴会の開催場所
岡山県南広域都市計画区域の区域区分の変更	平成二十九年六月一日午前 十時三十分から	都窪郡早島町前潟三六〇番地一 早島町役場二階第一会議室
岡山県南広域都市計画区域の区域区分の変更	平成二十九年六月一日午後 二時三十分から	玉野市宇野一丁目二七番一号 玉野市役所三階大会議室
岡山県南広域都市計画区域の区域区分及び臨港地区の変更	平成二十九年六月二日午前 十時三十分から	倉敷市白楽町四二四番地 倉敷雨水貯留センター 一四階会議室
岡山県南広域都市計画区域の区域区分の変更	平成二十九年六月二日午後 二時三十分から	浅口市鴨方町六条院中三〇五〇番地 浅口市役所三階第一会議室
岡山県南広域都市計画区域の区域区分の変更	平成二十九年六月五日午前 十時三十分から	岡山市北区内山下二丁目四番六号

岡山県南広域都市計画区域の区域区分の変更		
平成二十九年六月六日午後二時三十分から	平成二十九年六月五日午後二時三十分から	
総社市中央一丁目一番一号 総社市役所西庁舎三階三〇一会議室(西)	赤磐市下市三四番地 赤磐市役所二階第一会議室	岡山県庁九階大会議室

岡山県議会情報公開条例（平成十三年岡山県条例第八十四号）第二十八条の規定により、平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間の岡山県議会における公文書の開示の実施状況を次のとおり公表する。

平成二十九年五月三十日

岡山県議会議長 伊藤文夫

一 公文書開示請求件数及び処理状況

1 請求件数 二〇件

2
处理状况

開示 七件

一部開示 一三件

二 審査請求件数及び処理状況

1 審査請求件数 ○件

2 処理状況 なし

◎岡山県議会公告

岡山県議会個人情報保護条例（平成十七年岡山県条例第七十九号）第四十七条の規定により、平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間の岡山県議会における個人情報保護制度の運用状況を次のとおり公表する。

平成二十九年五月三十日

岡山県議会議長 伊 藤 文 夫

一 保有個人情報開示請求件数及び処理状況	
1 請求件数	○件
2 処理状況	なし
二 保有個人情報訂正等請求件数	
3 保有個人情報利用停止等請求件数	○件
4 簡易な開示請求による開示件数	該当なし
五 審査請求件数及び処理状況	
1 審査請求件数	○件
2 処理状況	なし